

簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示 (電子入札対象案件)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成30年6月14日

独立行政法人都市再生機構 中部支社

支社長 菅沼 明

1 業務概要

(1) 業務名 H30新清洲駅北地区土質調査業務

(2) 業務内容

本業務は、新清洲駅北土地区画整理事業における土質調査業務である。

業務内容は以下のとおりである。(詳細については別添特記仕様書による)

① 土質調査

(イ) ボーリング調査 (L=15m)

(ロ) 標準貫入試験 (N=14回)

(ハ) サンプリング (N=1本)

(ニ) 土質試験、力学試験 (1式)

(ホ) 設計CBR試験 (N=6か所)

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年9月30日まで

(4) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う(ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること)。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。(様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記3(1)①へ提出すること。)

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

次に掲げる全ての条件を満たしている者であること。

① 参加表明者

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ロ 当機構中部地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分が「土質調査」に係る競争参加資格(以下「一般競争参加資格」という。)の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長(以下「支社長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「土質調査」の再認定を受けていること。)

なお、一般競争参加資格の認定を受けていない者も、次の期限までに、

当該一般競争参加資格の認定申請手続きを行うことで、当該条件を満たしたものとして審査を行うこととする。

ただし、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受けていない場合は、入札（開札）に参加することができないものとする。

（一般競争参加資格認定を受けていない者の申請手続き）

申請手続期間：平成30年6月14日（木）から平成30年6月25日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

申請手続窓口：下記3（1）①に同じ。

- ハ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ロの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ニ 平成20年度以降（平成20年4月1日から参加表明書提出期限日まで）に当機構又は公的機関から受注し、完了した土質調査業務（再委託による業務の実績は含まない。）のうち、土質試験を含むボーリング調査の実績を1件以上有する者であること。
- ホ 参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。
- ヘ 愛知県、岐阜県、三重県又は静岡県のいずれかに営業拠点等を有する者であること。
- ト 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。

② 配置予定主任技術者

- イ 平成20年度以降（平成20年4月1日から参加表明書提出期限日まで）に受注し、完了した土質調査業務において、担当技術者として従事した実績が1件以上ある者であること。
- ロ 下記のいずれかの資格を有し、登録を行っている者であること。
 - ・技術士「建設部門（土質及び基礎）」又は「応用理学部門（地質）」
 - ・RCCM（土質及び基礎部門又は地質部門）
 - ・地質調査技士
- ハ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と恒常的な雇用関係があること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。恒常的雇用関係とは、申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

3 入札手続等

(1) 担当支社等

①入札、契約手続き及び一般競争参加資格に関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3丁目5番27号 錦中央ビル6階
独立行政法人都市再生機構 中部支社
総務部 経理課 電話052-968-3315

②指名されるための要件及び業務内容に関する事項

〒452-0002 愛知県清須市西枇杷島町花咲84番地 西枇杷島会館 2階
独立行政法人都市再生機構 中部支社
都市再生業務部 新清洲都市再生事務所
電話052-505-7031

(2) 入札説明書の交付期間、交付方法

交付期間：平成30年6月14日（木）から平成30年6月29日（金）まで

交付方法：当機構中部支社ホームページからダウンロードとする。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期間：平成30年6月14日（木）から平成30年6月29日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

② 提出方法：参加表明書は電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、予め提出日時を前日までに上記3(1)①の担当者へ連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。また、持参にあたっては、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）分の切手を貼付した長3封筒を併せて提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の提出期限及び提出方法

日 時：平成30年7月25日（水）正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記期限までに上記3(1)①へ郵送（書留郵便により必着）すること。持参又は電送による提出は認めない。

② 開札日時、場所

日 時：平成30年7月26日（木）午後2時

開札場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3丁目5番27号 錦中央ビル6階
独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

なお、第1回目の開札で、入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。入札書の締切及び開札の日時については、次のとおりとする。

また、紙入札方式により再度入札する場合については、発注者から指示する。

イ 再入札書の締切日時

日 時：平成30年7月26日（木）午後3時30分

ロ 再開札の日時及び場所

日 時：平成30年7月26日（木）午後3時40分

場 所：上記(4)②に同じ

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証

証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

さらに、落札者は測量・土質調査業務請負契約に関し、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の事業者を業務完了保証人として立てることにより、発注者の承認を得て契約保証金の全部の免除を受けることができる。

(2) 入札の無効

本掲示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否等 要

(6) 配置予定主任技術者の手持業務の提出

落札者は、請負契約締結時に配置予定主任技術者の手持業務を提出する。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)②に同じ

(8) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札、応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札、応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札、応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等をしていない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事・業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ロ 当機構との間の取引高
 - ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当機構に提供して頂く情報
- イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して72日以内
- (9) 詳細は入札説明書による。

以 上